

平成 30 年 1 月 9 日

株主各位

大阪府大阪市北区西天満 4 丁目 11 番 22 号
阪神神明ビルディング 6 階
SAMURAI&J PARTNERS 株式会社
代表取締役 安藤 潔

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は平成 29 年 12 月 14 日開催の取締役会において、平成 30 年 2 月 1 日(木曜日)をもって、当社普通株式 1 株を 10 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により割当を受ける権利の基準日を平成 30 年 1 月 31 日(水曜日)と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 2 月 1 日(木曜日)をもって、当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を 26,865,000 株増加して、107,640,000 株といたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 30 年 2 月下旬にお届出住所にお送りする予定です。
2. 平成 30 年 2 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。